

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募手続の結果について

令和5年12月20日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）等」について、令和5年11月15日から同年12月14日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	様式について ・「代表者の氏名」の「代表者」と、遵守事項欄の「法人の代表者」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・遵守事項欄の1行目「166」は「第166」の誤記ではないか？ ・備考1の「申請の種類」の欄は「申請の種類」の欄のほうがよい。他の様式の例と同様に。	・「代表者の氏名」の部分は、ガス事業法施行規則の他の様式と統一させており、「法人の代表者」は省令に新設する別表第3の表現と統一させております。 ・御意見を受け修正いたしました。 ・御意見を受け修正いたしました。
2	以下、意見を行う。（1つの電子メールでの提出を行うため、2つの意見をまとめて記述する。） 意見その1： ・該当箇所 様式第29の2（第51条の3、第110条の2、第131条の2及び第166条の2並びに第51条の5、第110条の4、第131条の4及び第166条の4関係） 及び 様式第29の4（第51条の6、第110条の5、第131条の5、第166条の5関係） 及び 様式第29の5（第51条の10、第110条の9、第131条の9、第166条の9関係） ・意見内容	御意見は今後の参考とさせていただきます。

様式において、（法人番号が存在する場合は、）法人番号（又は免許に関係しての番号）の記載を行わせるようにすべきと考える。

・理由

そのようにすると、行政（経済産業省以外も含む）等における事務の能率の向上が期待でき、また公正性も向上すると思われるので。

意見その２：

・該当箇所

様式第 29 の 3（第 51 条の 4、第 110 条の 3、第 131 条の 3、第 166 条の 3 関係）
法人番号及び免許に関係した番号の記載を行うようにすべきと考える。

・意見内容

様式において、免許に関係しての番号（認定番号等）の記載を行わせるようにすべきと考える。また、法人番号が存在する場合は、法人番号の記載も行わせるようにすべきと考える。

・理由

何故そのような記載項目が無いのか疑問なのであるが、そのようにすると、行政（経済産業省以外も含む）等における事務の能率の向上が期待でき、また公正性も向上すると思われるので。

総じての意見なのであるが、経済産業省は、ちゃんと、法人番号の利活用を行うようにされたい。
法人番号制度に反抗的なのは国民として遺憾である。

意見は以上である。